

令和3年度における新規事業・拡充事業

資料5

令和3年度新規事業

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容							
I	2		あおり家庭教育力向上事業	県	地域における家庭教育支援体制を整備するため、家庭教育支援者としての理論や心構えを学ぶ講座を開催するとともに、養成した人材を「あおり親楽プログラム」を使用する研修会に派遣する等、家庭教育支援体制強化のための活動を行う。	生涯学習課（総合社会教育センター）	あおり家庭教育アドバイザーへの新規登録者数	16人 (H30～R2平均)	48人 (R5)
I	6	(1)	学校・家庭・地域協働推進事業費	市町村	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を実施するための取組及び市町村への支援を行う。	生涯学習課	放課後子ども教室実施箇所数 (中核市除く。)	66教室 (R2)	72教室 (R3)

II 生活の安定に資するための支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容							
II	3	(2)	地域みんなの食育推進事業	県	全ての県民が健全で充実した食生活を実現できるよう、地域内での連携・協力による食育や、若い世代等の生活様式に合った効果的な取組を推進する。	食の安全・安心推進課	—	—	—

V 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容							
V		(2)	母子・父子自立支援員等相談支援体制強化事業	県	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活環境の変化に対応した母子・父子自立支援員の相談支援体制を構築・強化するため、各福祉事務所にタブレット端末を配備する。	こどもみらい課	—	—	—
V		(3)	コロナ禍における離職者等就労支援事業	県	<p>①休業者の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問のほか、ハローワークなどの公的機関等から情報収集し、兼業・副業が可能な仕事の掘り起こしを行う。 ・兼業・副業が可能な求人情報を閲覧できるサイトを構築し、休業者と県内事業所とのマッチングをサポートする。 <p>②離職者の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途入社で活躍できる企業について、ショッピングモールなど利便性の高い場所で地域密着型のミニ企業説明会を開催する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象に、資格や経験を問わずに正規雇用の募集を行う県内中小企業に対し、求人広告に要する経費を補助する。 	労政・能力開発課	—	—	—
V		(3)	あおもり雇用再生支援事業	県	<p>①県、事業主団体、労働者団体等を構成員とした協議会の開催</p> <p>②事業主に対し、雇用機会の確保等につなげる取組として、業務プロセス見直しや経営多角化をテーマとしたセミナーを開催</p> <p>③県内に事業所を有する企業等が、求職者を正規雇用した上で行う人材育成について、参加企業を公募し、県からの委託事業として実施する。</p>	労政・能力開発課	—	—	—
V		(3)	コロナ禍における新卒未就職者支援事業	県	県内に事業所を有する企業等が、新卒未就職者（既卒3年以内を含む）を正規雇用した上で行う人材育成について、参加企業を公募し、県からの委託事業として実施する。	労政・能力開発課	—	—	—

令和3年度拡充事業

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度事業取組の方向性 (拡充内容)
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								
I	1	(1)	あおりっ子育みプラン21	県	<p>きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、市町村立小・中学校において少人数学級編制等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校1～5年生については、学年2学級以上で33人の少人数学級編制を実施し、学年1学級34人以上の学級は、学級を分割せず非常勤講師を配置する。 ・中学校1年生については、学年2学級以上で33人の少人数学級編制を実施する。 ・小学校の複式学級については、1～4年生を含む学級で、一定の児童数以上の学級に非常勤講師を配置する。 	教職員課	対象校における配置率	100% (R2)	100% (R3～R4)	<p>本県独自の少人数学級編制等の実施により、個に応じたきめ細かな学習指導や生活指導を行うことが可能となり、子どもの基本的な生活習慣の定着や学習意欲の向上、いじめや不登校などの未然防止や早期発見、早期対応に効果を上げていることから、継続して実施する。</p> <p>令和3年度からの2年間で、小学校の少人数学級編制等を計画的に拡充し、全学年で実施する。</p>
I	3	(2)	国公立高校生等奨学のための給付金	県	<p>全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、当該国公立高校生等がいる世帯の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する。</p>	学校施設課	給付金を給付した保護者等の数	4,066人 (R元)	—	<p>全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、引き続き、当該国公立高校生等がいる世帯の保護者等に対し、奨学のための給付金を継続して給付する。</p> <p>また、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図るため、非課税世帯への給付単価を増額する。</p>
I	3	(2)	私立高校生等奨学のための給付金	県	<p>私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対して奨学のための給付金を給付する。</p>	総務学事課	給付金を給付した保護者等の数	1,913人 (R元)	—	<p>私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対して奨学のための給付金を継続して給付する。</p> <p>また、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図るため、非課税世帯への給付単価を増額する。</p>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度事業取組の方向性 (拡充内容)
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								
I	6	(1)	コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	県・市町村	県立学校へのコミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置している学校) の導入に向け、実施効果等を見極めるためのモデル校を指定し、学校運営協議会制度の仕組みを生かした学校と地域の連携・協働体制の構築を目指す。	学校教育課・教職員課	—	—	—	県立学校においては、平成30年度に森田養護学校、令和元年度に弘前聾学校及び八戸高等支援学校の3校に導入している。さらに、令和3年度より黒石高等学校、八戸盲学校、青森第一高等養護学校、浪岡養護学校の4校へ導入し、保護者や地域住民が学校運営に参画することとしている。今後、各校の取組の情報共有を図り、運営上の課題の検証や県立学校全体への理解啓発を行う。 また、市町村立小・中学校にあつては、各市町村が学校運営協議会を設置することとなるため、新たに設置に向けた検討を行う市町村がある場合、必要に応じて当該市町村の支援に努めるとともに、制度の周知を図るため、各市町村への情報提供を引き続き行う。
I	6	(1)	学校を核とした地域づくり推進事業	県	本県における地域学校協働活動を一層推進し、社会全体で子どもたちの成長を支える仕組みを構築するため、多様な形態による地域学校協働本部のモデルを設置し、普及を図るとともに、地域学校協働活動に携わる教職員等に対する研修会を実施する。	生涯学習課	県内市町村における地域学校協働本部の設置率	42.4% (R2)	100% (R4)	オンライン会議システムを活用した、本部未設置市町村に対する通年サポートの実施など、取組の拡充及び重点事業期間の延長(R3→R4に延長)を図り、引き続き取組を実施する。

Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)	令和3年度事業実施予定 (拡充内容)
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								
Ⅲ		(1)	母子家庭等自立支援給付費補助事業	県	ひとり親家庭が自立して安定した生活を送れるよう、能力開発や資格取得に向けた講座の受講や養成訓練施設における修学を支援する。	こどもみらい課	給付件数	8件 (R元)	10件 (R7)	准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合の支給期間について、現行の3年間を4年間に拡充する。



地域とつながる子どもの居場所づくり促進事業（継続）

現状と課題

現状

H30「子どもの生活実態調査」の調査結果

(調査対象者は小学5年生と中学2年生の子どもと保護者)

困窮家庭は13.2%、周辺家庭は18.2%
 困窮家庭の保護者のうち
 子ども食堂を利用してみたい者は44.1%
 学習支援を利用してみたい者は70.1%

- ◆【教育支援】 大学進学を諦める子どもが多い。
- ◆【生活支援】 困った時の相談相手がいない保護者の割合が高い。
- ◆【就労支援】 親の正規職員の割合が低く、夜勤、土日、祝日出勤が多い。
- ◆【経済的支援】 経済的理由で食料を買えないこと、医療機関に受診させないことがある。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正 子供の貧困対策に関する大綱の見直し

- ◆市町村による貧困対策計画策定が努力義務化
- ◆子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持つという理念が追加

子ども食堂開設数の全国的な増加

全国2,286か所 (H30.4) ⇒ 3,718か所 (R1.5)
 県内8か所 (H30.2) ⇒ 16か所 (R1.6) ⇒ 30か所 (R2.10)

課題

- ◆困っている状態であるということを感じていない又はSOSを出せない子どもや保護者を支援するための仕組が不足
- ◆市町村における子どもの貧困対策への取組が不足
- ◆子ども食堂＝貧困の子どもが集まる場所という固定観念 (子どもの居場所づくりを始めても子どもが集まりにくい)

事業内容

貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届くようにするため、介護保険施設や保育所等の既存の社会資源を活用し、学習支援や食事提供を行う「子どもの居場所」づくりを促進する。

本事業でイメージする「子どもの居場所」とは…
 学習支援や食事提供、悩み相談を行う、家庭や学校以外の多世代が集う子どもの第3の居場所のこと。



1 子どもの居場所づくりの取組支援

- ・子どもの居場所運営団体の地域ネットワーク形成
 子どもの居場所運営団体と子どもの居場所づくりコーディネーター（R元に60名養成）等を対象に県内3地域で情報交換会を開催
- ・モデル活動事例集の作成・配布
 社会福祉法人、NPO法人、小中学校等に配布
- ・フェイスブックを活用した運営団体同士の情報交換・情報発信



2 子どもの居場所づくりの機運醸成

- ・「こども食堂バス」県内キャラバンの実施（新規）
 十和田こども食堂実行委員会とコラボし、県内6圏域で子どもの居場所づくりのPR活動を実施（子ども食堂体験、講演会）



事業効果

既存の社会資源を活用し、参加しやすい居場所づくりを促進することで、捉えにくいと言われる貧困の子どもと保護者に対する必要な支援が届く仕組みづくりを推進する。

具体的な事業成果（見込み）

- ◆県内3地域に子どもの居場所運営団体のネットワークを形成
- ◆子どもの居場所づくりコーディネーターを中心に、各地域において子どもの居場所づくりを促進
- ◆県民全体による子どもの居場所づくり推進への機運醸成
- ◆市町村における取組を推進

地域における子どもの居場所づくりの広がり

SOSを出せない子どもや保護者に支援が届く



【今後の方向性】

- 各市町村による取組への関与を拡大していく